

平成22年度 北九州市地方独立行政法人評価委員会（第3回）

次 第

日 時： 平成22年6月24日（木）14：00～

場 所： 北九州市役所 5階 特別会議室A

【議 題】

公立大学法人北九州市立大学第二期中期目標（案）について

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第 2 5 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第 2 6 条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 ~ 5 略

（中期目標等の特例）

第 7 8 条 公立大学法人に関する第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「3 年以上 5 年以下の期間」とあり、及び同条第 2 項第 1 号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6 年間」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略

北九州市地方独立行政法人に関する規則（抜粋）

（中期計画の認可の申請）

第 3 条 法人は、法第 2 6 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 3 0 日前までに（法人の最初の事業年度の属する中期計画については、中期目標の指示を受けた後遅滞なく）市長に提出しなければならない。

2 略

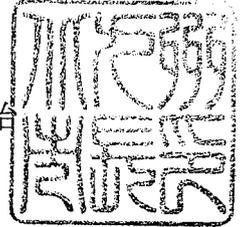
北九産総学第 26 号

平成 22 年 6 月 18 日

北九州市地方独立行政法人評価委員会

委員長 石 田 重 森 様

北九州市長 北 橋 健 治



中期目標に係る意見について

中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により、
貴委員会の意見を求めます。

公立大学法人北九州市立大学中期目標（案）

公立大学法人北九州市立大学は、北九州市立大学が有する開学以来の歴史と伝統を継承するとともに、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、「地域に根ざし、時代をリードする人材の育成と知の創造」をめざすこととし、次の基本的な方針を掲げ、これを達成するための中期目標を定める。

基本的な方針

1 選ばれる大学への質的成長

大学が学生を選ぶ時代から、大学が学生をはじめ社会に選ばれる時代に移行する中、第一期中期目標の期間における大学改革の成果を基盤として、教育研究や地域貢献などの大学活動の質を一層向上させ、北九州市立大学のプレゼンス（存在感）を高める。

2 地域、アジアをはじめとする国際社会の発展への貢献

グローバル化の進展やアジアの成長、地球環境問題の深刻化、加速する地域主権の動きなど時代の潮流を見据え、特色ある大学活動を通して、地域活力の創出及びアジアをはじめとする地球規模での持続可能な社会の発展に貢献し、公立大学としての使命を果たす。

第 1 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間

第 2 教育に関する目標

1 学部等教育の充実

学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する三つの方針を明確にし、教育の質の向上に不断に取り組み、コミュニケーション・スキルと問題解決力を兼ね備え、優れた語学運用能力を持つ人材や地域活動をリードする人材、環境技術に関する専門的な知識を持つ人材など、社会で活躍できる人材を養成する。

2 大学院教育の充実

各研究科・専攻の人材養成上の目的を明確にし、その特性を踏まえた教育内容・方法の充実に取り組み、産業の高度化やアジアの環境問題の解決、地域の中核的役割などを担う高度専門職業人及び研究者等を養成する。

3 学生支援機能の充実

学生支援の多様な機能を充実させ、学生の学ぶ意欲や目的意識を向上させるとともに、社会的及び職業的自立ができる力を有する学生を育成する。

第 3 研究に関する目標

1 研究の方向性

環境分野における技術開発の促進、~~既存産業の~~高度化及び次世代産業の創出 ← ~~地域産業の~~高度化につながる研究、地域・アジアの文化社会に関する研究などを重点的に推進することにより、独創的、先端的な研究成果を創出し、産学官の連携などを通じて社会に還元する。

2 研究水準の向上

研究推進体制の整備や競争的研究資金の獲得など、研究活動を促進する環境を充実し、人文・社会科学系、理工系分野にわたる大学の研究水準を総合的に高める。

第4 社会貢献に関する目標

1 地域社会への貢献

地域社会との幅広い連携協力や地域課題に取り組み、地域の活性化に貢献する。また、公開講座や社会人教育など、各種の大学開放を通じて、市民に対する多様な学習機会を提供する。

2 教育研究機関との協同

国内外の大学等と協同で行う学術交流や人材育成、**環境改善などの国際協力などの**取組みを推進し、地域の教育研究機能の高度化とアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献する。

第5 管理運営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 大学運営の効率化

キャンパス間の連携を強化するなど、限られた学内資源を有効に活用することで、人文・社会科学系、理工系からなる総合大学としての強みを活かした効率的な大学運営を実現する。

(2) 事務体制の強化

優秀な人材の採用と事務職員の適正な配置を計画的に推進し、事務体制を強化する。また、事務職員の職能開発を通じて、教員と協働する専門性の高い事務職員を育成する。

2 財務内容の改善

自主財源の充実と管理的経費の抑制などにより、持続可能で安定的な財務運営を実現する。

3 自己点検・評価及び情報公開等

(1) 自己点検・評価及び情報公開

大学活動の達成状況を客観的に検証できる指標に基づいた点検・評価の仕組みを作り、PDCAサイクルを効果的に機能させた大学運営を行う。また、大学活動の情報を分かりやすく社会に公開し、運営の透明性を確保する。

(2) 大学認知度の向上

北九州市立大学の長を最大限に活用した戦略的かつ効果的な広報活動を展開することにより、大学認知度を高める。

4 その他業務運営

(1) 施設・設備の整備

多様な教育研究ニーズを満たす快適なキャンパス環境を実現する。特に教育研究活動に支障を及ぼす老朽化した施設・設備については、中長期の整備計画を立案し、計画的な整備を図る。

(2) **法令遵守等及び危機管理体制の強化**

~~大学活動に関する~~法令及び社会規範などの遵守を徹底するとともに、**効果的なリスクマネジメントを行い、危機管理能力を高める取組みを充実し、**公立大学法人として、市民と社会の信頼に応える。

公立大学法人北九州市立大学中期目標（案）

公立大学法人北九州市立大学は、北九州市立大学が有する開学以来の歴史と伝統を継承するとともに、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、「地域に根ざし、時代をリードする人材の育成と知の創造」をめざすこととし、次の基本的な方針を掲げ、これを達成するための中期目標を定める。

基本的な方針

1 選ばれる大学への質的成長

大学が学生を選ぶ時代から、大学が学生をはじめ社会に選ばれる時代に移行する中、第一期中期目標の期間における大学改革の成果を基盤として、教育研究や地域貢献などの大学活動の質を一層向上させ、北九州市立大学のプレゼンス（存在感）を高める。

2 地域、アジアをはじめとする国際社会の発展への貢献

グローバル化の進展やアジアの成長、地球環境問題の深刻化、加速する地域主権の動きなど時代の潮流を見据え、特色ある大学活動を通して、地域活力の創出及びアジアをはじめとする地球規模での持続可能な社会の発展に貢献し、公立大学としての使命を果たす。

第 1 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間

第 2 教育に関する目標

1 学部等教育の充実

学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する三つの方針を明確にし、教育の質の向上に不断に取り組み、コミュニケーション・スキルと問題解決力を兼ね備え、優れた語学運用能力を持つ人材や地域活動をリードする人材、環境技術に関する専門的な知識を持つ人材など、社会で活躍できる人材を養成する。

2 大学院教育の充実

各研究科・専攻の人材養成上の目的を明確にし、その特性を踏まえた教育内容・方法の充実に取り組み、産業の高度化やアジアの環境問題の解決、地域の中核的役割などを担う高度専門職業人及び研究者等を養成する。

3 学生支援機能の充実

学生支援の多様な機能を充実させ、学生の学ぶ意欲や目的意識を向上させるとともに、社会的及び職業的自立ができる力を有する学生を育成する。

第 3 研究に関する目標

1 研究の方向性

環境分野における技術開発の促進、既存産業の高度化及び次世代産業の創出につながる研究、地域・アジアの文化社会に関する研究などを重点的に推進することにより、独創的、先端的な研究成果を創出し、産学官の連携などを通じて社会に還元する。

2 研究水準の向上

研究推進体制の整備や競争的研究資金の獲得など、研究活動を促進する環境を充実し、人文・社会科学系、理工系分野にわたる大学の研究水準を総合的に高める。

第4 社会貢献に関する目標

1 地域社会への貢献

地域社会との幅広い連携協力や地域課題に取り組み、地域の活性化に貢献する。また、公開講座や社会人教育など、各種の大学開放を通じて、市民に対する多様な学習機会を提供する。

2 教育研究機関との協同

国内外の大学等と協同で行う学術交流や人材育成、環境改善などの国際協力の取組みを推進し、地域の教育研究機能の高度化とアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献する。

第5 管理運営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 大学運営の効率化

キャンパス間の連携を強化するなど、限られた学内資源を有効に活用することで、人文・社会科学系、理工系からなる総合大学としての強みを活かした効率的な大学運営を実現する。

(2) 事務体制の強化

優秀な人材の採用と事務職員の適正な配置を計画的に推進し、事務体制を強化する。また、事務職員の職能開発を通じて、教員と協働する専門性の高い事務職員を育成する。

2 財務内容の改善

自主財源の充実と管理的経費の抑制などにより、持続可能で安定的な財務運営を実現する。

3 自己点検・評価及び情報公開等

(1) 自己点検・評価及び情報公開

大学活動の達成状況を客観的に検証できる指標に基づいた点検・評価の仕組みを作り、PDCAサイクルを効果的に機能させた大学運営を行う。また、大学活動の情報を分かりやすく社会に公開し、運営の透明性を確保する。

(2) 大学認知度の向上

北九州市立大学の特長を最大限に活用した戦略的かつ効果的な広報活動を展開することにより、大学認知度を高める。

4 その他業務運営

(1) 施設・設備の整備

多様な教育研究ニーズを満たす快適なキャンパス環境を実現する。特に教育研究活動に支障を及ぼす老朽化した施設・設備については、中長期の整備計画を立案し、計画的な整備を図る。

(2) 法令遵守等

法令及び社会規範の遵守を徹底するとともに、効果的なリスクマネジメントを行い、公立大学法人として、市民と社会の信頼に応える。

平成 22 年 6 月 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学の第二期中期目標（案）の検討について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

平成 22 年 6 月 18 日付北九産総学第 26 号で提出された第二期中期目標（案）の検討について、当委員会で審議した結果、適当である。

Chapter1	リスクマネジメントとは	3
1.1	事業リスクマネジメントシステム構築の意義	3
1.1.1	部門別リスクマネジメントから統合的な事業リスクマネジメントへ	9
1.1.2	事業リスクマネジメントシステムの必要性とメリット	13
1.2	リスクマネジメントの定義	13
1.2.1	リスクとは	15
1.2.2	リスクマネジメントとは	16
1.2.3	事業リスクマネジメントとは	18
1.2.4	リスクマネジメントと危機管理	
Chapter2	事業リスクマネジメントシステム構築及び維持のための体制	24
2.1	事業リスクマネジメント実施体制	24
2.1.1	事業リスクマネジメント体制とは	26
2.1.2	事業リスクマネジメント体制構築の準備	30
2.2	全社のリスクマネジメント統括体制	30
2.2.1	最高経営責任者は自身の関与を社内外に明確に示す	34
2.2.2	GROを核として	37
2.2.3	リスクマネージャーは事業リスクマネジメントの要	40
2.2.4	リスクマネジメント委員会を設置する	44
2.2.5	リスク管理部署を設置する	46
2.3	各部門、部署のリスクマネジメント管理体制	46
2.3.1	各部門や部署がリスクマネジメントの実行主体者	47
2.3.2	リスクをどの単位で管理するか	50
2.3.3	リスクをその性質から分類し、分担して管理する	54
2.3.4	誰が各部門、部署のリスクマネジメントを統括するか	56
2.4	事業リスクマネジメントシステム維持のための仕組み	56
2.4.1	事業リスクマネジメントシステム維持のための8つの仕組み	57
2.4.2	教育	61
2.4.3	シミュレーション	62
2.4.4	コミュニケーション	64
2.4.5	記録	67
2.4.6	リスクの監視	67
2.4.7	リスクマネジメントシステム監査	67

先進企業から学ぶ事業リスクマネジメント

実践テキスト

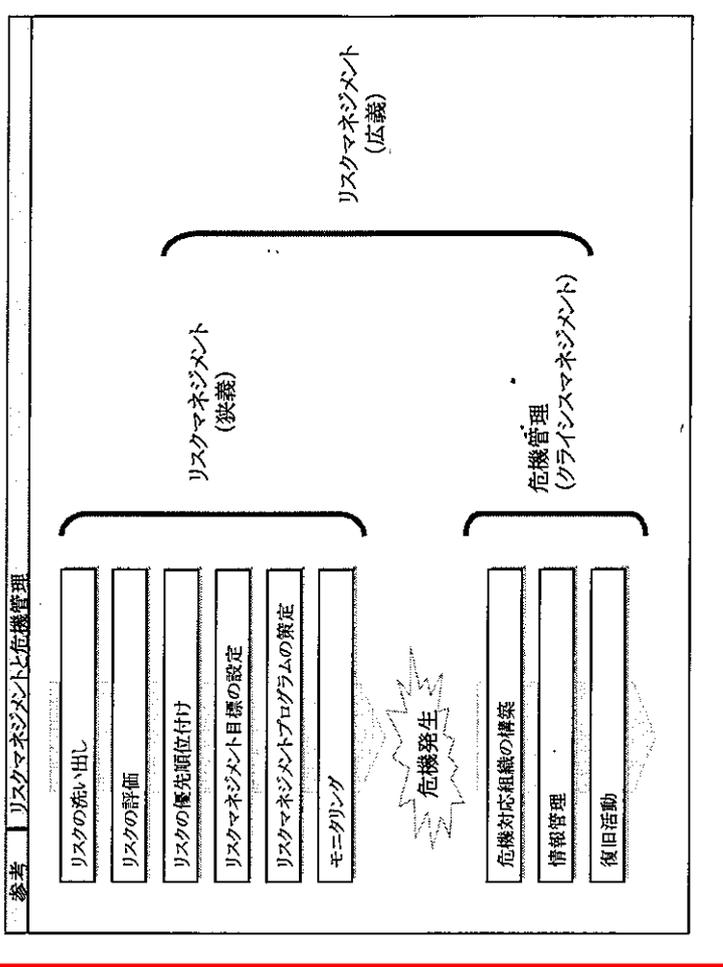
— 企業価値の向上を目指して —

平成17年3月

経済産業省

下図のように、一旦クライシス(危機)が起こると通常のプロセスではなく危機対応、情報管理、復旧活動という3つのクライシスマネジメントプロセスにて対応することとなります。
本テキストでは広義のリスクマネジメントを対象としています。このうちクライシスマネジメントについては「5.2危機管理(クライシスマネジメント)」で詳しく解説しています。

参考 リスクマネジメントと危機管理



1.2.4 リスクマネジメントと危機管理

「阪神・淡路大震災の後、「リスクマネジメント」という言葉が氾濫したように、日本においては危機管理(Crisis Management)とリスクマネジメントが混同されるケースが見受けられます。

リスクマネジメントを推進する際に、この2つの言葉の認識を明確化しておくことが極めて重要です*1。」

危機管理とは

いかなる危機にさらされても組織が生き残り、被害を極小化するために、危機を予測し、対応策をリスク・コントロールを中心に計画・指導・調整・統制するプロセスのこと*

* 『事業リスクマネジメント・テキスト-経済産業省 平成16年3月』キーワード集より引用

危機管理とは

一般により切迫した重大リスクへの対応手法を意味し、緊急事態の回避、危機発生時の対応について、より特化したアプローチを行なうものこと*1

*1 株式会社インテグレーション・リサーチ総研編著『実践リスクマネジメント』経済法令研究会 2002年より引用

内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革

～信頼される地方公共団体を目指して～

平成 21 年 3 月

地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会

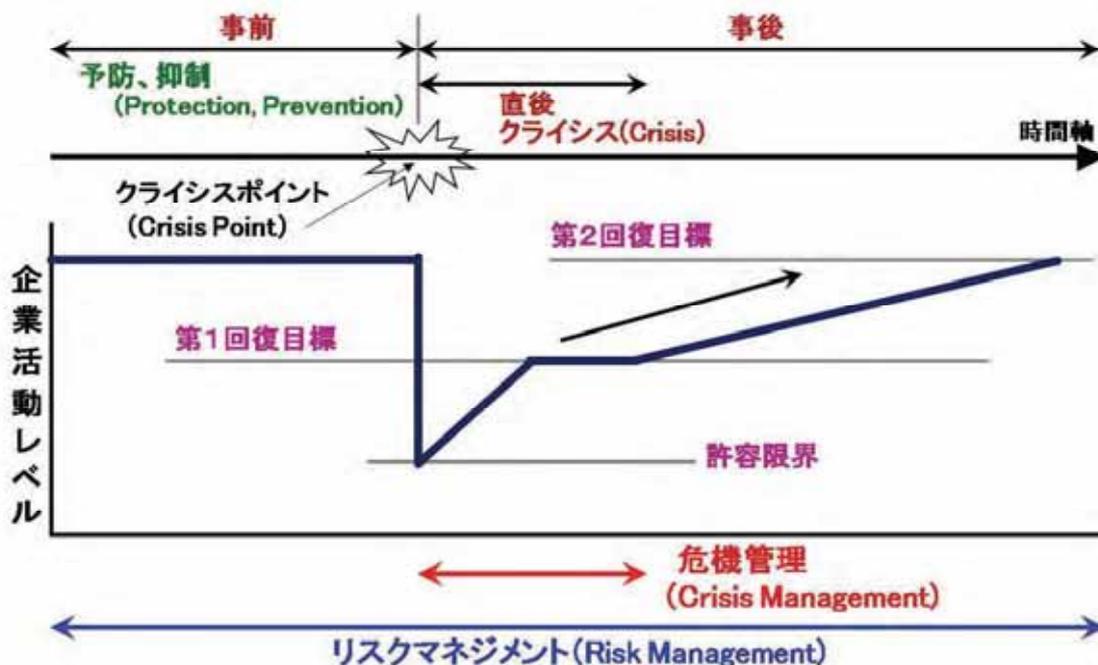
2 地方公共団体の内部統制において対象とするリスク

内部統制を整備・運用するに当たっての一つのキーワードは「リスク」であり、まずは、地方公共団体を取り巻くリスクについて組織的に把握することから始めなければならない。

地方公共団体にとってのリスクという、一般的には災害や鳥インフルエンザなどの危機事象、あるいは、契約業務、公金管理、法令遵守もリスクと認識しやすいと考えられる。

以下の図は、企業活動レベルがあるクライシスポイントにおいて著しく低下した場合、直後の危機的状況を脱し、徐々に企業活動レベルを回復させる過程を示しているが、危機発生直後の事後対応を危機管理（クライシスマネジメント）と呼び、事後対応はもちろんのこと、危機発生の予防・抑制といった事前対応を含めた取組について、リスクマネジメントと広く解されている。

<危機管理とリスクマネジメント>⁵⁰



およそ、災害や鳥インフルエンザといった危機事象は、危機管理（クライシスマネジメント）の範疇であると考えられる。クライシスとは、単に危機ではなく、組織全体の存在に関わり、回避できない損害を得るリスクと解すべきであり、主に事後的に対応せざるを得ないものである。

⁵⁰ 『JISTRZ0001 (Q2001 の原案)』。

評価委員会の今後のスケジュール

日程		業務評価(例年)	中期目標・中期計画策定
H22.4.16	第1回		・第一期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の「見直し方針」(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H22.5.18	第2回		・第二期中期目標(素案)に対する意見交換
H22.6月		<<第二期中期目標(素案)常任委員会報告>>	
H22.6.24	第3回		・第二期中期目標(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H22.7.2	第4回	・評価スケジュールの確認 ・北九州市立大学矢田学長との意見交換 ・「実績報告書」の説明、質疑応答等	
H22.7.16	第5回	・「実績報告書」の説明、質疑応答 ・「財務諸表」の説明、質疑応答 ・「財務諸表の承認」と「剰余金の繰越承認(経営努力認定)」の説明、質疑応答等	
H22.8.3	第6回	・「平成22年度の年度計画」の説明、質疑応答 ・「実績報告書」等の補足説明、質疑応答 ・各委員の評価内容の調整、段階別評価の確定 ・「財務諸表の承認」、「剰余金の繰越承認(経営努力認定)」の意見書の決定等	
H22.8.11	第7回	・「評価案」の最終確認 ・北九州市立大学への「評価案通知文(「意見申立て」事項を記載)」、「評価結果通知文」市長への「評価結果報告文」の決定等	
H22.9月		<<第二期中期目標(案)議会上程、議決>>	
H22.10月 ~11月	第8回		・第二期中期目標の報告 ・第二期中期計画(案)に対する意見交換等
H23.1月	第9回		・第二期中期計画(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H23.2月		<<市による第二期中期計画認可>>	